

パブリックコメント手続実施結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市就業等人材確保住宅条例・施行規則の廃止について（素案）
2. 意見等の募集期間：令和3年12月15日（水）～令和4年1月7日（金曜日）
3. 意見提出者：2人
4. 意見総数：2件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

	質問・意見等	市の考え方	区分
1	<p>○民間賃貸住宅事情が改善され、空き室が出ていることも条例廃止の一因であるとのことだが、南相馬市に技術のある若者が移住してきててもアパート代が高くて大変であると言っている。 地元へ貢献する若者には、少し補助金を出してあげてはどうか。</p>	<p>○現在、市外から転入する移住世帯の内、民間賃貸住宅等に入居する、市内で新たに起業・就業する45歳以下の単身世帯や、45歳以下の若年夫婦世帯、18歳未満の子供がいる世帯に対し、18万円の奨励金を交付しております。</p>	小高区地域協議会
2	<p>○「2事業の経過」によると、市が設置工事を開始し、その後供用を開始したとあるので、市で新築した建物と理解して良いか。 また、同ページ「3事業概要(2)事業内容」にリース形式により整備した住宅と記されているが、これは民間の建物を市がリースを受けたものと理解して良いか。もし、市が新築したものであれば事業廃止後、当該建物はどのようなになるのか。</p>	<p>○就業等人材確保住宅については、市が住宅業者と、建物の設置工事から解体撤去工事までを含めたリース式住宅として契約し提供しております。 このことから、事業廃止後は、住宅業者が建物を解体し撤去致します。</p>	鹿島区地域協議会